

木曾川と前渡

承久の乱

附 廣野河口の濃尾の紛争

発刊を祝して

この度「承久の乱供養塔奉讃会」の皆さん方が、歴史上名高い「承久の乱」並びに「廣野河事件」についての記録を刊行されることになりました。たいへん素晴らしい事であり、そのご努力に対して深い敬意を表すると共に厚く感謝申し上げます。

この二つの戦いは、いずれも木曾川（廣野河）を挟んでの戦いであります。川は国境といふだけでなく、軍事的にたいへん重要な役割があり、その勝敗はこの川を如何に戦略的にうまく使うかによって決せられるといっても過言ではないと思います。又木曾川は肥沃な土を限りなく濃尾平野に送り続け、中世以降は天下に名高い木曾材を流したり、人や物の輸送にも大きな役割を果たしてきました。さらに貞観七年（八六五）、台風による大洪水のため、これまで美濃に向かっていた廣野河が尾張側へ流れを変えました。尾風はたいへん驚き、原状を回復しようとしたため、美濃側との争いになったのです。このことから当時の人々が、川を中心に如何に郷土を守ったかを知ることができます。

今回、奉還会の皆さん方が郷土に伝わる史蹟を守り、この戦いで戦死した人々の霊を用い、ながく子孫に伝えるためにこの歴史の中の二つの大きな事件のことを執筆されました。特に承久の乱の折の戦いの歴史をこんなに詳しくまとめて下さったお骨折りはさぞご苦労の多かったことと拝察しています。多くの文献を調べて出来るだけ史実に忠実にという努力もたいへんだったと思います。又現地に行つて昔を偲びながら、時代考証の立場でいろいろ調査されたことも何回もあつたことと想像いたします。

この刊行物は、私たち市民が郷土を知るだけでなく、郷土の調査・研究のためにも貴重な史料であり、ひとりでも多くの方に読まれることを念願してお祝いの言葉といたします。

平成二年四月一日

各務原市教育委員会

教育長 水野定之

目次

承久の乱

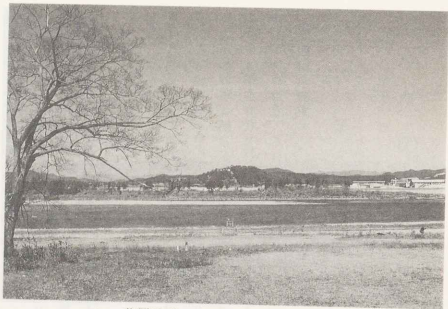
- 一、まえがき……………五
- 二、当時の情勢……………六
- 三、公武の激突……………七
- 四、三上皇の御製……………一二
- 五、あとがき……………一三

附

廣野河口の濃尾の紛争

- 一、木曾の幹流……………一七
- 二、廣野河の氾濫と復旧……………一九
- 三、廣野河口の濃尾の紛争……………二〇
- 四、天正の洪水と国境の変更……………二二
- 五、洪水の記録と治水……………二三

承
久
の
乱



藤原秀康の本陣矢熊山(不動山)



承久の乱供養塔霊苑。昭和47年11月16日史跡指定

承久の乱



矢熊山頂より摩免戸渡しを眺む

承久の乱

一、まえがき

矢熊山の眺望

濃尾平野の東北、木曾川右岸に位置する市内前渡西町地内にある標高八十八米の矢熊山（不動山）の頂上に立てば、東は国宝白帝城（大山）並に景勝の日本ラインをのぞみ、西は木曾の清流の延々と流れるところ平野の霞に入り、南は眼下に承久三年（一二二一年）の承久の乱の主戦場前渡河原（摩免戸）及び遠くは小牧山を眺み、更に北には航空自衛隊岐阜基地の飛行機の発着や中部圏を守るミサイル基地が手に取る如くながめられ風光正に天下に明媚である。

供養塔の霊苑

この矢熊山の南面中腹に承久の乱で戦死した官軍将兵の霊を祀る五十二基の供養塔（輪塔）が七百六十九年前の古戦場を偲ぶように安置されている。そして稲羽東小学校下にはこの供養塔の奉讃会（会員約六百名）があつて毎年六月六日の合戦の日にその法要が盛大に且つおごそかに執行されている。

二、当時の情勢

源氏の興隆

源氏は第五十六代清和天皇の子孫で源頼朝は天皇から数えて十一代目であり、天皇の孫経基王が源氏を名乗ってから九代目の人である。頼朝は平治元年（一一五九年）の平治の乱に よつて伊豆に流されていたが高倉宮以仁王の平家追討の令旨を受けて治承四年（一一八〇年）伊豆に挙兵した。そして文治元年（一一八五年）二月屋島の戦い、同年三月壇の浦の戦いで平氏を全滅させた。頼朝は建久三年（一一九二年）八月征夷大將軍に任ぜられ鎌倉に幕府を開き兵馬の権を取るに至ったが、わずか七年後の正治元年（一一九九年）正月にその一生を閉じた。

源氏の滅亡

頼朝亡きあと、頼家、實朝と征夷大將軍に任ぜられたが實朝は承久元年（一一一九年）正月積雪の鶴岡八幡宮に於て右大臣就任の拜賀の式を行ったその日に兄頼家の子鶴岡宮別当公曉のために殺され源氏は三代二十七年で亡びた。

北条の執權政治

これに代わつて頼朝の妻政子の弟である北条義時は鎌倉幕府の執權として事実上の日本の政權を握つて横暴を極め皇室に対しても不遜の振舞いをするようになった。

三、公武の激突

上皇の方針

後鳥羽上皇は英邁なお方で後白河法皇以来の方針である幕府の勢力をおさえ朝廷の力を高めようと努められていた。それは兵馬の権を再び朝廷の手に取りもどし我が国本来の天皇親政の正しい姿に立ち直すことであつた。そして自らも武芸の鍛練につとめられていたのである。

義時追討の宣旨

義時追討の計画に参与した重なる人々は、公郷では、権大納言藤原忠信、権中納言藤原光親、同原有雅、同藤原宗行、参議藤原範茂、同藤原信能等で、僧侶・武士では二法印尊長、能登守藤原秀康、河内判官藤原秀澄等で秘密の裡に着々と準備になり遂に承久三年（一二二一年）五月十四日尾張以西近畿十四ヶ国の兵を召され翌十五日北条義時追討の宣旨を下した。そしてこの命に服しない京都守護伊賀光秀を三浦胤義、斎藤親頼をして誅せられた。これが承久の乱の発端である。義時追討の院宣旨が発せられた報を知つた義時は諸將と軍議して駿遠以東十四ヶ国の徴兵を命じ二十二日秦時を急ぎ進発せしめた。従うもの僅かに十八騎であつた。

北条軍の軍勢と編成

二十五日の弘院に至つて北条軍は十九万余騎が集まり悉く西上の途についた。

陸軍對面



<p>鵜沼の渡 (各務原市鵜沼南町)</p> <p>板橋の渡 (各務原市鵜沼小伊木)</p> <p>池瀬の渡 (各務原市鵜沼大伊木)</p> <p>摩免戸の渡 (各務原市前渡)</p> <p>神島の渡 (羽島郡岐南町早島)</p> <p>食の渡 (羽島郡岐南町印食)</p> <p>洲俣の渡 (安八郡墨俣町墨俣)</p> <p>市脇の渡 (羽島市下中島町市之枝)</p>	<p>美濃目代 齊藤帶刀左エ門尉親頼 兵 一千騎</p> <p>朝日判官代頼清 兵 一千騎</p> <p>土岐次郎判官代光行 兵 一千騎</p> <p>能登守 藤原秀康 平判官 三浦胤義</p> <p>矢野治郎左エ門 兵 一万余騎</p> <p>山田左エ門尉 兵 五百騎</p> <p>河内判官代 藤原秀澄 山田次郎重忠 兵 一千騎</p> <p>伊勢守 加藤光貞 兵 五百騎</p>	<p>毛利蔵人入道秀光</p> <p>狩野介入道</p> <p>足利武蔵前司義氏</p> <p>北条泰時</p> <p>北条時房</p> <p>東海道軍 兵十五万余騎</p>
<p>九瀬の渡</p>	<p>兵一万七千五百余騎</p>	<p>兵十五万余騎</p>

前記の官軍の配置によって主力を摩免渡に置き洲俣と相俟って東海道軍を防ぎ大井戸を固め鵜沼と相俟じて東山道軍に当る作戦であったことと思われる。

各地の戦況

承久三年六月五日東山道軍は大井戸に着いた。東海道軍の大將、時房、泰時も同日尾張一宮に至って諸將と軍議して進撃の部署を前表の通り定めた。五日夕方より東山道軍の將武田信光は大井戸を渡って攻めよせた。官軍の將大内惟信は兵を指揮して良く防戦に努め、自ら敵將智戸六郎をはじめ河中に二十五騎を射殺した。筑後右長、槽尾久秀も又良く奮戦したが負傷してたちまち戦は不利になった。この報を受けた鶴沼の目代将刀左エ門尉は國人五十余騎と共に来援した。蜂屋入道は進んで敵多数を討ったが重傷を負って自殺した。子息三郎頼後は武田六郎と相搏って戦死した。大桑太郎、小島四郎、中三郎等は退却した。北条軍は勝ちに乗じて渡河し攻め寄せた。遂に官軍は大井戸を守ること能わず、將大内惟信以下皆敗走した。鶴沼も又保つこと能わずその守りは破れた。この戦いによって美濃の土蜂屋入道父子をはじめ戦死する者極めて多かつた。

六月五日夕方それぞれの部署についた東海道軍は六日払曉より摩免渡を主に一斉攻撃を開始した。泰時の子時氏は摩免渡は大手なりと部下を励まして攻撃に努めた。官軍の將藤原秀康、三浦胤義は主要地摩免戸を固守した。東海道軍の將北条泰時、三浦義村の率いる十万の將兵は尾張北部の平野に満ち充ちて旗幟等林の如く立ち並び、法螺の音が曉を破って鳴り響けば官軍の本陣矢熊山を目指して渡河を開始し河中に河原に岸部に各所に激戦が展開された。官軍の總指揮官藤原秀康は兵一万余騎を以て既に防備を嚴重にして山頂にて味方を指揮した。

官軍の將兵は寄せくる敵を随所に撃破し大いに戦果を納めたが衆寡敵せず、寄せくる怒海の如き大軍に形勢は直ちに不利に陥った。將秀康山頂より東を見れば板橋、池瀬の守りは既に破れて、狩野、足利の兵に追われて矢熊山に向って退却しつつあり、官軍の守りは東から大井戸、鶴沼、板橋、池瀬と破れた。將藤原秀康は今これ迄と自ら本陣の兵を率いて山頂を下り敵軍に突入して奮戦に奮戦を重ねた。戦は灼熱を加え、戦塵天に上り、鬨の声、切り結ぶ太刀の音、馬の嘶き、さながら天地も崩れるばかりであった。秀康敵を河岸まで追い返したが、三陣、四陣、五陣の敵の大軍は数十隻の船にて渡河を繰り返して乱戦又乱戦。官軍は寡兵を以って良く敵の大軍を防いだが、大井戸、鶴沼を破った東山道軍、並に板橋、池瀬を破った東海道軍は摩免護主力軍の側面に殺到したため今は如何とも致しがたく引いて宇治、勢多に於て防戦するの外なしで神島、食も破れた。洲保に於いては藤原秀澄先ず逃げた。勇將山田重忠は味方の胸甲斐なきをなげき手強く防戦し敵を大いに苦しめたがついに退いた。時氏は蓮田の官軍を破った。洲保を退いた重忠は九十余騎を以て杭瀬川の西岸に陣して奮戦したが、泰時の大軍に衆寡敵せず退却したので洲保、市脇、杭瀬川の防備は皆破れた。かくして官軍のこの大切な第一線防禦全線は全部敗れたのである。六月七日北条軍は、野上、垂井の両宿に屯營して軍議を開き勝ち誇った勢いで更に部署を定めて西上することに定めた。六月八日秀康、久季等は疵のため帰洛し官軍敗北の旨を上皇に奏上した。又敗兵は続々と帰

京したので朝廷は色を失い、十二日更に武將に命じて宇治、勢多を固守せしめた。十三日時は勢多に向つた。山田重忠は渾身の努力を払つて防戦し敵を苦しめたので北条軍は一時的に失つた。十四日泰時の大軍は宇治の官軍を打ち破つて渡河したので勢多の守りも又破れた。重忠は自刃して果てたのである。

北条軍の入洛と戦後処理

北条軍は官軍の最後の防禦線である宇治、勢多を突破して、六月十五日さながら潮のように京都にだれ入つた。そして泰時はこの戦勝の旨を関東に速報して戦後処理の命を待たせ。かくして北条義時は仲恭天皇を退位させて後堀河天皇を立て、更に後鳥羽上皇を隠岐に、土御門上皇を土佐（後に阿波）に、順徳上皇を佐渡に遠島に流したのである。正に未曾有の一大事であつた。尚官軍に味方した美濃源氏神地藏人入道頼継をはじめその他の者は討たれたり、流されたり、自殺したりしたのであつた。

これが市内前渡（摩免戸）一帯が主戦場となつた、今より七百六十九年前に起つた承久の乱のあらましである。

四、三上皇の御製（遠島中）

後鳥羽院

われこそは新島守よ隠岐の海の 荒き浪風ころろして吹け

うらやまし長き日影の春にあいて 汐くむあまも袖やはすらむ

土御門院

うき世には斯かかれとてこそ生れけれ 理わり知らぬわが涙かな

順徳院

吹く風のめに見ぬ方を都とて 忍ぶもくるし夕暮のそら

百敷や古き軒端のしのぶにも なほ余りある昔なりけり

数ふれば十年の秋はなれにけり さやかに照らせ雲の上の月

五、あとがき

摩免渡住民の真心

官軍に味方した摩免戸の住民は食事の炊き出しやその他の使役をして官軍を大いに援助したのである。尚乱後に於て、戦死した忠勇な將兵の霊を供養するため輪塔（供養塔）を造り、天台宗西宮寺の境内に安置して同寺の住職に依頼して年々歳々法要を行い、その慰霊につとめてきたが、後年に至つて木曾川の大洪水により当時のことと名ばかりで極めて貧弱な堤防は大決潰をしたのである。そのため西宮寺本堂をはじめ民家百数十戸が流失した。西宮寺の本堂並に庫裡は大破しながら遠く笠松町円城寺迄流されたと言ひ伝えられている。その際輪塔もその殆んどが流失及び埋没してしまつた。西宮寺はその後再建することができず廃寺

となつたが今も尚その寺名が土地台帳に字名として残っている。後年に至り堤防の復旧修築と田畑の整地の際に掘り起こされた輪塔十数基を前渡地内の曹洞宗桃春院（お菓師様）に集め安置し、有志の方々の厚情により世代は幾度か移り変つても供養は継承されてきたのである。更に時は流れて明治の末期に至つて青年会が結成され、大正七年に青年団と改称されたが青年会の結成以来、年中行事の一つとして承久の乱の戦死将兵の輪塔（供養塔）の法要が毎年六月六日の合戦の日に行われるようになった。そして昭和二十年の終戦迄継承されてきたが、戦後の人心の混乱期に於て十有余年の間供養が中断されたことは誠に残念なことであった。

供養塔の移転安置

昭和三十二年に至つて真言宗仏眼院の当時の住職富樫了英師と供養塔の安置してある曹洞宗桃春院の当時の住職安藤祖雄師との話し合いによつて、官軍の将藤原秀康の本陣であつた矢熊山の南面中腹に移転安置されたことは誠に意義あることであつた。その後各所から見出された塔もこの場所に集めて現在は前述の通り五十二基の塔を祀り承久の乱供養塔霊苑と名づけられている。

史跡の指定と奉讃会の設立

昭和四十五年頃に至り供養塔奉讃会設立の機運が校下に高まり、有志の方々によつてその準備中に、各務原市は昭和四十七年十一月十六日鎌倉時代の史跡として指定をされた。誠に當を得たことであつた。その指定と相前後して承久の乱供養塔奉讃会の結成をみたのである。昭和五十三年六月会員の浄財によつて供養塔の霊を護る六道能化の地藏菩薩を中央に建立し、更に年々霊苑の整備につとめると共におごそかに法要が営まれているのである。輪塔の霊も木曾川沿岸一帯の七百六十九年に亘る古戦場の推移をこの矢熊山の南面中腹からじつと見つけていることであらう。その霊のとわに安らかなることを祈つて筆をおきます。

※ 本書は、「承久記」「東鑑」「承久兵乱記」「豊後通史」「美濃史」「日本の歴史」による。

廣野河口の濃尾の紛争

廣野河口の濃尾の紛争

一、木曾川の幹流

幹流の概況

木曾、長良、揖斐の三大川をはじめその支流川は有史以後に於ても悠久な歳月を経てその流路に大きな変遷があった。往古は治水の法も定まらず堤防の施設も甚だ粗末であったので、洪水に際してはほしいままに氾濫強溢し、あるいは分派し又合流して水勢に従って河道を変えたのである。

木曾川は、水源を長野県筑摩郡木祖村に発して、美濃国の恵那、土岐、加茂、可兒の四郡及び尾張国丹羽郡、美濃国各務郡の山峡を西南に流れて、美濃国鶴沼村、尾張国稲置村（犬山市）の間に出て初めて濃尾平野の地に入った。平水時にはこれより上は激流で下は緩流であり、上流は河道に大きな変化はなかったが、下流については流路に甚しい変遷があった。往古各務郡の地では木曾川の幹流を尾張河、廣野河、又は鶴沼河といい、その下流を境川といつた。廣野とは各務野のことであり河口とは前渡村をいう。幹流は各務郡前渡村（この地に大豆渡、別名摩免戸の渡しがあった）より当時の濃尾の国境を西北に流れた。右岸は美濃国

各務、厚見の二郡で左岸は尾張国葉栗、中島の二郡で往古濃尾の国境であった。それ故境川の名がある。廣野河は前渡村より下切村を貫流し葉栗郡松本村の北部を経て三井山の麓をめぐり各務郡小佐野、大野の二村の南又は北を流れ葉栗郡平島村（川の中流にあって裨島の渡しあり）を過ぎ厚見郡平島村に至り、各務郡の北部より流れる小川（境川）を入れて厚見郡東中島村（川の中流にあった）を経て葉栗郡三宅村、印食村（食の渡しあり）まで西流し印食村より西南流した。（以下流路を略す）

木曾川洪水の最古の記録の「続日本紀」に

神護景雲三年（七六九年）九月

尾張国言 此国与美濃境有鴨沼河

濃尾紛争の「三代実録」に

貞観七年（八六五年）十二月

尾張国言 昔廣野河流向美濃国

右の如くに記されている。

九瀬の渡し

往古廣野河は大河であった頃、濃尾の国境に九瀬の渡し（渡船場）があった。（承久の乱で記載済みのため省略）

二、廣野河（鴨沼河）の氾濫と復旧

廣野河の氾濫

廣野河の下流は境川といい、前記の通り濃尾の境界をなしていた。神護景雲元年（七六七年）に廣野河に大出水があり、尾張国中島、海部の二郡に氾濫した。次いで同三年（七六九年）八月再び大洪水があり、その激しい流脈は河道を変じた。

前記の通り廣野河の平水時には廣野河口より西北に流れていた河道はこの大洪水による激流によつて西、又は南に流れたので廣野河口は砂礫の堆積に依つて塞がれ、前渡村より流路は西に南に数派に分かれ乱流縦横、水勢に随つて河道を変えて、尾張国葉栗、中島、海部の三郡に入つて更に七瀬、八瀬となつて氾濫し数多の民家、田畑を流して巨害を及ぼしたのである。尚、尾張の国府、並に国分二ヶ寺がその下流にあって漂失のおそれがあったと言う。

旧河道への復旧

この年九月に尾張国司は、太政官にこの度の水害の状況を報告すると共に、解工使を派遣して砂礫堆積による境川口を開掘して新河道を埋め旧河道に復旧されたい旨を請願した。太政官は尾張国司の申請を許して特に解工使を遣して旧河道に復旧したのである。これが後年の濃尾両国の紛争の原因ともなったのである。嘉祥三年（八五〇年）更に洪水があつて又も尾張三郡に氾濫し大被害を被つたのである。

三、廣野河口の濃尾の紛争

河道復旧の大工事

尾張国はその後も出水毎に廣野河の幹流が南遷して度々と災害を受けたので、貞觀七年（八六五年）十二月、尾張国司は次のように太政官に上申した。

「昔、廣野河の流れ美濃国に向ふ。斯時に当りては当国の百姓に害なかりき。然るに頃年度々洪水あり。寄洲堆積して河口を雍塞し総じて此の国に流れ落つ。雨水に遭う毎にやゝもすれば巨害を被る。望み請うらくは廣野河口を掘開して旧流に趣かしめん」と。

太政官は尾張国司の申請を許可した。水に依る濃尾兩國の利害を異にすることは後世と変らない。尾張国司は郡司、普役を催促して工事に着手した。河川工事は、廣野河口に堆積する砂礫の掘開、新河道の理立て及び尾張側の築堤等、郡司以下役夫、住民の懸命の努力に依つて工事は進められた。

美濃国の妨害

そして、その工事の竣工も間近になつた翌八年七月、美濃国各務郡の大領各務吉雄、厚見郡大領各務吉宗等は、兵衆歩騎七百余人を率いて河口の工事現場を襲い郡司を傷つけ役夫を射殺して河水野草を血で染める惨劇を演じたのである。この妨害の理由は、河川工事の完成によつて尾張の国は水害より免れるが、美濃国各務、厚見の二郡は再び災害を繰り返すことに

なるので、郡の大領として郡内百姓のためを思いこの暴挙に出たのである。同月九日尾張国司はこの美濃二郡の大領の妨害を左記の通り太政官に言上してその処分を請うた。

「近傍兵を発して彼が乱逆の由を糺さんと欲すれども、恐らくや鬭争掘河の論より起り遂に兩國刃の接する隙を生ぜん。因つて掘開を停め伏して裁下を待つ。中島郡人磯部逆磨等三人身掘川の役に従つて吉雄の爲めに射殺せらる。」

太政官は美濃、尾張兩國司に下知して曰く。

「河流の利害、兩國争論し彼是相持せば歴代施すべからず。是に於て重ねて詔使を遣して兩國司と相共に勸え定め、更に復朝議其の得失を審かにし、兩國に下知して掘開せしめ功役己に発り作事稍成らんとするに及びて多く兵仗を興し人を傷つけ血を流す。郡司無情と云ふも雖も国吏の失なり。静かに之を言えば理豈然らざらんや、宜しく早く掘開せしめむべし。又擅に兵衆を興したること法禁是れ重し、而も其の数七百人に過ぎ害殺傷に及ぶ、須からく乱首吉雄等を禁固すべし。兩國司は相共に死傷人数を録し實に依つて言上せよ」と。

しかし、同月二十日に太政官は尾張国司に下知してしばらく河口の掘開工事を停められた。その下知によつて尾張側の郡司、役夫が退いた後に、各務吉雄、同吉宗は更に人夫数百人を率いて土砂礫を運搬して河口を埋塞し尚、兵百余騎を従がえて河辺を警戒した。

同月二十六日太政官は美濃国司に下知して各務吉雄等の犯過を推し止めたのである。

この紛争は太政官の下知を守つて尾張国司が復旧工事を中止したことによつて、美濃、尾張

両国の戦いにならずに終わったのである。

四、天正の大洪水と国境の変更

天正の大洪水

廣野河の河道の変遷は概ね前記した通りであるが、天正十四年（一五八六年）六月二十四日の大洪水によって、美濃国各務郡前渡村と尾張国葉栗郡草井村との間より激流は西に向って流れ、上中屋、間島、無動寺、栗木等の諸村を貫いて民家田畑を流失し、川島村地内松林寺、水田島、ここ島等を流して円城寺村と北方村との間を貫き笠松村、田代村より西南流して富田荘三ツ谷村を流し中島郡小信中島村より南流した。当時の高須輪中で水位は平水より六米余りも高く堤塘は殆んど平越しとなって百八ヶ所を破壊したといふ。

この天正の大洪水によって現在の木曾川の新河道ができたのである。

尾張三郡の美濃編入

豊臣秀吉はこの大洪水による新河道の出来によってその右岸に属することとなった尾張国葉栗、中島、海西の三郡の各々その半ばを美濃国に編入した。秀吉はその頃新築の大坂城内に在って（天正十二年八月城内新邸に入る。翌十三年四月天守閣完成）天正十三年七月関白に就任。翌十四年十二月太政大臣となって位い人臣を極めていたが、天正十二年三月織田信雄（信長の二男で尾張一国を領する清洲城主）と好みを結んだ徳川家康に、同年三月及び四月の小牧・長久手の戦いに敗れているので、家康への恐れの防備と信雄の領地を縮小の爲めに美濃国に編入したという。尚、その編入年月日は詳びらかではないが天正十七年頃と言われている。

五、洪水の記録と治水

この外、水に起因する各種の紛争や、年々歳々の水害によって、沿岸住民の世代は幾度か移り変つても如何に数多く水と戦い、且つ治水に努めてきたかをうかがい知ることができる。参考までに、各務原市内の旧各村に於ける洪水に依る堤防の欠潰と治水の史実を列記したが住古については詳びらかでない。

洪水の記録

宝龜六年（七七五年）八月九日・九月十七日 二回

美濃、尾張、伊勢、大洪水百姓三百余人、牛馬一千余漂没する。

齊衡元年（八五四年）八月二十八日

木曾川氾濫、濃尾両国沿岸の民水難に苦しむ。

文祿四年（一五九五年）八月十日

木曾川に出水あり。

慶長十三年（一六〇八年）八月一日

木曾川通りでは羽栗郡内の堤塘数ヶ所切れ、村々入水になやむ。

慶長十七年（一六一二年）六月二十六日

木曾川通り各務郡前渡村、その他下流数ヶ所で破堤した。

慶長十八年四月二十九日

前渡村、及び下流数ヶ所破堤する。

寛永三年（一六二六年）五月十六日

木曾川通り各務郡前渡村で破堤。

寛永七年（一六三〇年）八月

木曾川筋の洪水で坪内領内の堤が大破した。

寛永十八年（一六四一年）六月十二日

各務郡前渡村地内で五百八十間破堤した。

承応二年（一六五三年）七月十一日

木曾川通り洪水。羽栗郡松本村で破堤した。

延宝元年（一六七三年）

この年、夏、冬に江川村で洪水被害があったが殊に木曾川筋坪内領内に於いて、堤の損亡が多かった。

明和二年（一七六五年）四月十六日

木曾川出水、翌五月十六、十七日再び洪水、羽栗郡下中屋村で五間、石田村で九十間、破堤入水。

天明六年（一七八六年）二月、六月、七月、八月

数度洪水、八月の大洪水に各務郡前渡村にて堤五十間破れ、流水家屋十二戸、地害地四十町歩、下切村その他にも被害多し。

寛政十年（一七九八年）四月八日

稀有の大洪水。各務郡前渡村で破堤した外、羽栗郡下中屋村で五十八間と二十間の二ヶ所、石田村で九十六間と二十三間の二ヶ所切れた。この年の洪水は、堤防は平越で前渡村より笠松村迄の間で十一ヶ所切れ込み、家屋流失、人畜死亡せるもの多く、羽栗郡以南、伊勢桑名まで一面海の如くであった。

寛政十年（一七九八年）十月七日

木曾川通り羽栗郡沿岸の村々入水。

文化十二年（一八一五年）六月十八日

大洪水にて前渡村及び石田村破堤。被害状況不詳なり。

文政十年（一八二七年）五月二十二日

各務郡前渡村大金堤壊裂、境川溢水した。

安政元年（一八五四四年）六月二十二日

各務郡前渡村堤、百二十間切れ、流れ家二十七戸。下切村流れ家二十七戸あり、両村の耕地被害多し。

同年七月、前渡村堤欠損。流れ家十五戸、耕地の池成面積十町歩、砂入二十五町歩、磧（河原）成二十五町歩。

万延元年（一八六〇年）五月十一日、同月二十八日

兩日大暴風雨。各務郡前渡村にて堤防欠潰、入水して全村全潰する。

慶応元年（一八六五年）五月十七日

木曾川大洪水、各務郡前渡村堤二〇間が破れ、家屋流失二戸、半壊一〇戸、死亡一人、被害地二十一町九反歩。下切村では堤防九十三間欠損、流れ家十五戸、半壊二十八戸、死亡十六人、被害地六町三反歩。この前渡切れのため境川沿岸の高桑迄で破堤三十七ヶ所に及ぶ。尚、下流に於ける家屋流失潰は上中屋村で十五戸、松本村で三十四戸、山脇村で十八戸で被害甚大であった。

明治元年（一八六八年）五月九日

大出水により羽栗郡笠田村、松倉村にて堤塘三ヶ所延長七百八十間が破壊し、本市内の旧村に於ても欠潰寸前であった。

明治十四年（一八八一年）五月六日、六月十七日

兩日の大洪水により木曾川流域に於ける堤防の切所四十四ヶ所、延千三十五間、欠所二百

十四ヶ所、家屋の流失、破損、耕地の浸水流失等被害甚大であったが市内旧村の被害状況は詳びらかでない。

明治十七年（一八八四年）七月十二日

この日の出水で前渡村小山で一ヶ所の欠堤あり。長良、揖斐の各流域に於ては被害は大であった。

明治十八年（一八八五年）七月一日

六月二十九日、三十日の暴風雨により木曾川通りは平水位より二十二尺の増水で、下切村上中屋村に於て浸水した。長良、揖斐の本支川も大洪水であった。

明治二十九年（一八九六年）七月二十二日

各河川共に大出水あり、県下一市二十五郡にわたる被害甚大であった。本市に關係ある各務、羽栗の二郡の被害状況は左表の通りであるが、旧各村の被害状況は不詳である。

郡名	被害町数	被褥数	床上浸水	家屋流失	崩潰	耕地	宅地	浸水	道所延長	道路決潰	堤防決潰	橋梁
各務	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
羽栗	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

同年九月八日、十一日

七月の洪水の被害が全く復旧を見ぬままに暴風雨による各河川の大出水があった。この大出

寛文十二年（一六七二年）

坪内領内前渡村国役普請

前渡御普請所之覚

先継猿尾長十七間の内（八十八間有）

一、長八間 根敷十五間。馬踏二間。高三間。

此石二百四坪、此人足八百十六人（但シ一坪ニ付四人宛）

猿尾出来、百十七間

一、長二十一間 根敷二十三間。馬踏二間。高五間。

此石千三百十二坪五合

此人足五千二百五十人（但シ一坪ニ付四人宛）

同堤かこ

一、石籠 二百十本 指渡二尺。長五間。

此石九十二坪一合五勺

一、長百二十二間三尺。根敷二間。馬踏一間。高二間。

此石三百六十七坪六合五勺

此人足千百三人（但シ一坪ニ付三人宛）

元禄十六年（一七〇三年）

坪内惣兵衛知行所国役普請

村名工事概要

村名	普請種類	間数	石坪数	石籠数	人足数
前渡村	猿尾腹付、笠置、石籠	延 六七一	石四、三五八	六四五 <small>本</small>	三〇、二八五
下切村	猿尾腹付	延 五三	石 二四八		七四五
松本村	堤腹付、笠置 猿尾繕、石籠	延 三五四	石土 六一五 三二八	三五	三、五三五
上中屋村	堤腹付、笠置 猿尾繕、石籠	延 五〇一、五	石土 三九六 〇三一	三六	四、七〇三
大佐野村	右同	延 三八	石 三四八	四二	一、七九八
下中屋村	堤腹付、笠置、繕い	延 二六二	石土 二二三 二二九		五六七
石田村	猿尾繕、腹置、笠置	延 五〇	石 六四		四九七

細 一、石田村は明治七年間島村と合併して神置村となる。

二、前渡の復旧工事は弁天猿尾が主体であったと思われる。

宝永元年（一七〇三年）分

坪内惣兵衛知行所御普請

普請箇所並に工事概要

村名	普請種類	間数	石坪数	石籠数	人足数
前渡村	堤敷置、猪子石籠、欠所繕	延二二六 本一〇三	石土五〇一 坪二四	二二本	二、六〇五
下切村	猿尾石籠、繕	延三五〇	石三九一	三五	一、八八一
松本村	堤、猿尾腹付、石籠	延一四五	石八三六	八一	四、六二五
上中屋村	猿尾腹付、繕、石籠	延八〇	石三九五	三五	一、七二五
石田村	同右	延九一	石二、二九〇	二一〇	一〇、七五八

延享四年（一七四七年）十一月

延享の御手伝普請

木曾川附洲掘抜川除普請

河川名	村名	工事種類	延長
木曾川	石田村	杭出	一三〇間

宝曆十年（一七六〇年）

木曾川通り美濃御国役普請

各務郡前渡村、羽栗郡松本村、上中屋村、石田村に於て治水事業が施行されたが、工事概要については詳びらかでない。

明和三年（一七六六年）三月

明和の国役普請

村名工事概要諸式

（諸式代は百両に付九貫六百匁）

村名	普請箇所	普請種類	間数	坪数	石籠数	人足数	諸式代
前渡村	八	堤、猿尾腹付、石籠	四八二	砂、石、四六〇 坪五二	一六三	一八、一〇六	三三、六〇八
下切村	六	同先次枿根整結	四四七	土、石、〇九三	二二三	一三、五一八	四、七九四
松本村	四	同付笠置	三三九	土、石、四八五	三三三	六、五二三	二八、三三四
上中屋村	一一	先難、置繕	七三五	木、石、六九九	一八六	二七、五三七	七四、七〇七
大佐野組合	二	右同	一五八	木、石、二〇〇 坪四三	二二	二、七七九	二、七五九
石田村	三	上置、猿尾繕	一四九	砂、石、一七四 坪七六	七八	二、三〇三	六、一〇八

註 「前渡村にては、弁天、札之江、釈加堂前、吉左エ門前の四ヶ所の猿尾あり」

寛政元年（一七八九年）十二月

坪内領内の下中屋村、上中屋村、前渡村に於いて国役普請が行われたが工事概要について

は不詳である。

文化十三年（一八一六年）

文化の御手伝普請

前年の大洪水に依り、前渡村、石田村の破堤箇所御手伝普請が施行されたが詳細は明らかでない。

文政十一年（一八二七年）七月

松本村、無動寺間に於いて危難場所が多かったので水下の村々の惣代が検分の上、国役普請の數願書を笠松陣屋堤方役所に提出をした。

嘉永四年（一八五一年）五月

嘉永の公儀普請が施行され、その御普請諸人用割賦は次の通りであるが工事概要は詳びらかでない。

諸人用割賦帳

一、金百七十七兩三分	坪内伊豆守知行	前渡村
一、金五百七十三兩一分	坪内帯刀知行	下切村
一、金十九兩三分	坪内遜讓知行	松本村
一、金百七十一兩二分	坪内伊豆守知行	下中屋村
一、金二十四兩二分	坪内遜讓知行	上中屋村

一、金八百三十一兩一分

坪内伊豆守知行

間島村

安政四年（一八五三年）九月

濃州木曾川通国役普請

村名工事概要

村名	普請	簡所	工事種類	延間數	坪數	本數	人足數	諸工式代
前渡村	一五		堤大穴所腹付、石積、裏小段、猿尾、蛇籠、木材	五二七	石、八四七 土、〇〇三	一	一九一五四	三、一五八兩四分
下切村	一三		堤大穴所腹付、石積、猿尾、埋立、蛇籠、木材	一、二九八	石、〇七九 土、〇〇五	一	四、〇四九	四、二五三兩七分
各種枿				四四二	石、五五二 土、一〇六	本一五、七四一 組三八	一、一八〇 五、一八〇 五、八六	
各種枿				六〇五	石、五七九	本二二、七五九 組三八	一、一五二 六、九四九 八、五〇	

慶応二年（一八六六年）二月

慶応の公儀普請

前年の木曾川大洪水による公儀普請が四之手に分けて行われ、前渡村、下切村は一ノ手と

して施行されたが、工事概要は詳びらかでない。

明治十八年（一八八五年）

同年七月の洪水被害の復旧工事が施行され、下切村地内で三千百七十八円七十九銭六厘、上中屋村地内で七千三百三十三円二十二銭三厘の工事であった。工事内容は詳びらかでない。

明治二十二年（一八八九年）

堤防を守り水を防ぎ又は悪水を排除する共同目的で笠松以東水利土功会が設立された。この土功会に市内で加入した旧村は、前渡、下切、山脇、上戸、三井、小佐野、大野、新加納、長塚、山後、松本、上中屋、下中屋、大佐野、成清、神置等の十六ヶ村であり、大正十一年（一九二二年）七月、本県会により設立された笠松以東木曾川堤防水害予防組合の前身である。

明治二十四年（一八九一年）十月二十八日

濃尾の大地震が起る。烈震に引き続き余震絶えず、同日より十月末迄の四日間に烈震、強震、弱震合せて七百二十回を数え、土地の陥落、凸起、割裂、埋没、並に道路、堤塘、橋梁、河川、溜池等の破壊いたるところに生じ、人畜の死傷、家屋の倒潰、耕地荒廃等すこぶる多数に達した。本県は直ちに三大河川其の他諸川の堤塘及び樋管の修築目論見に着手して当初並に追加目論見を合せて百三十八万九千九百九十二円余の設計を了した。工事施行に当り西濃地方を十一工区に分け、各務郡前渡村より中島郡小波村迄を第三工区として、その工事金額は十四万五千二百九十四円余であった。工事箇所及び内容は不詳。当時の旧各村に於いても村単独事業が施行されたことは当然であるが村の単独事業についても不詳である。

明治二十六年（一八九三年）

木曾川通り河川の復旧工事が六大工区に分けて施行され各務郡前渡村、羽栗郡下中屋村、神置村は第一大工区として行われたがその工事については記録がない。

明治三十年（一九〇七年）四月

前年七月の大洪水による被害の復旧工事が施行された。その郡別工事概要は左の通りであるが旧村別工事内容は不詳である。

郡市名	堤防		護岸		堤防護岸	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
稲葉郡	五七	五、三三二、九四七	二	一六六、六〇六	六八	二、一〇七、五二二
羽島郡	二七	四、二四五、五八〇	一	一	一八	一、〇〇九、六六七

県工事費総額五十七万九千五百七十二円四十一銭五厘

郡名は明治三十年四月都及び町村分合後のため新郡名である。

笠松以東水利土功会も復旧工事を行ったが工事概要及び工事費は不詳である。

大正以降省略

本書は「県治水史」その他による。

後記

この度、承久の乱供養塔奉讃会が「木曾川と前渡」と題して、「承久の乱」並に「廣野河口の濃尾の紛争」の小冊子を発行するに当りまして、各務原市教育委員長水野定之先生には大変御多忙な御身でありますのに、粗稿の校閲をお願い致しましたところ御丁寧なる発刊の御祝辞まで頂きまして誠に有難うございました。ここに謹んで厚礼申上げるものであります。

各務原市の南端を流れる木曾川（廣野河）のほとりに住居を定めた先人をはじめその子孫である私ども住民は木曾川の水で産湯を使い、木曾川の水で田畑を潤おして育て来たと同時に、世代は幾度か移り変っても如何に数多く水と戦ってきたかを思います時、私達は木曾川に関係ある郷土の歴史を調べ、その一つ一つの事件を正しく分析することによって、私共の精神生活、文化生活、並に経済生活の糧に致したいと考えているものであります。

末筆ですが教育委員会社会教育課の職員の皆様方に種々と御指導をいただきまして心から御礼申し上げます。尚、奉讃会の役員の方々には発行に当たっての充分な御理解を感謝いたします。

皆さん

郷土の歴史を大切にいたしましょう。

郷土の史跡を大切に保存いたしましょう。
郷土の史実を正しく後世に伝えましょう。

平成二年四月五日

承久の乱供養塔奉讃会長 五 島 伊久雄

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page, including the name 五島伊久雄 and the title 承久の乱供養塔奉讃会長）

平成二年五月一日発行

編集兼 発行者 承久の乱供養塔奉讃会

印刷所 片岡タイプ社

各務原市図書館

11020768

5

